

2026年5月

お客さま各位

中兵庫信用金庫

当座勘定規定（一般用）改定のお知らせ

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、政府の方針に基づき、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、下記のとおり当座勘定規定（一般用）を一部改定させていただきますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、すでに当座勘定をご利用のお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定日（適用開始日）： 2026年 6月 1日（月）

2. 当座勘定規定（一般用）を改定する条項（変更箇所（下線部）のみ記載）

改正前	改正後
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>＜追加＞</u></p> <p>(2)～(4) <変更なし></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いたしません。</u></p> <p>(2)～(4) <変更なし></p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>＜追加＞</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること<u>＜追加＞</u>を確認してください。</p> <p>(3)～(7) <変更なし></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>(3)～(7) <変更なし></p>
<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p>	<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p>

<p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u><追加></u></p> <p>(2) <変更なし></p>	<p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u><削除></u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) <変更なし></p>
<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u><追加></u></p> <p>(2) <変更なし></p>	<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>(2) <変更なし></p>
<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>1. ～ 2. <変更なし></p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>4. ～ 9. <変更なし></p>	<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>1. ～ 2. <変更なし></p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u><削除></u>記入してください。</p> <p>4. ～ 9. <変更なし></p>
<p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>1. ～ 3. <変更なし></p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>5. ～ 11. <変更なし></p>	<p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>1. ～ 3. <変更なし></p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u><削除></u>記入してください。</p> <p>5. ～ 11. <変更なし></p>
<p style="text-align: center;">小切手用法〔一般当座用〕</p> <p>1. <変更なし></p>	<p style="text-align: center;">小切手用法〔一般当座用〕</p> <p>1. <変更なし></p>

<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<u><追加></u></p> <p>3. ～ 9. <変更なし></p>	<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>3. ～ 9. <変更なし></p>
---	---

以上